

「介護サービス情報の公表制度」平成24年度以降の概要(新旧対照)

	旧来(平成23年度まで)	改正後(平成24年度以降)
報告情報 (報告必須)	○基本情報 ○調査情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報)
報告情報 (報告任意)	○なし	○介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報等(以下、「任意報告情報」という。) ※都道府県が項目を設定
報告対象サービス	○介護予防サービスを含む50サービス	○介護予防サービスを含む50サービス ※平成24年度から創設される新サービスについては、平成25年度以降に報告対象とする予定
報告免除事業者	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分内において、2つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、1つのサービスが100万円を超えると、100万円以下のサービスについても報告の対象となる。	○1年間の介護報酬実績が100万円以下の事業所 ※一体的調査サービス区分は廃止とし、100万円以下のサービスについては報告の対象外となる。
基本情報調査票	○サービス毎の調査票(50種類)	○本体サービスと介護予防サービスの調査票を一体化(30種類) ※2つ以上のサービスを一体的に運営している場合については、従来どおり一体的な報告・調査を行うことを可能とする。
調査情報調査票	○一体的調査サービス区分ごとの調査票(16種類)	
報告免除サービス等	○介護予防支援 ○特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム:外部サービス利用型) ○介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム:外部サービス利用型) ○地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム) ○居宅療養管理指導 ○介護予防居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護(診療所) ○介護予防短期入所療養介護(診療所) ○介護療養施設サービス(定員8人以下の施設) ○見なし事業所(指定があったと見なされた日から1年間) ・病院・診療所における訪問介護、訪問リハ、通所リハ ・老人保健施設における短期入所療養介護、通所リハ ・介護療養型医療施設における短期入所療養介護	○同左
報告時期	○都道府県が毎年定める計画による(年1回の報告・義務)	○同左
調査対象情報	○調査情報 ※基本的に全ての項目を調査	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報 } ※調査が必要と認められる項目を選定し、実施することも可
調査	○報告対象サービス事業者の全てを調査(義務) ※都道府県が毎年定める計画に基づき年1回調査を実施	○都道府県が必要と認める場合に調査 ※都道府県が定める調査指針、調査計画に基づき実施
調査方法	○調査員1名以上による訪問調査	○調査員1名以上による訪問調査 ○訪問調査以外の方法においても適正に調査が実施できると判断した場合は、他の調査方法による実施も可
公表情報	○基本情報 ○調査情報	○基本情報 ○運営情報(旧調査情報) ○任意報告情報 ※公表することに配慮
公表方法	○基本情報:事業者から報告された情報を公表 ○調査情報:調査員による調査結果を公表	○事業者から報告された情報を公表 ○調査を実施した場合は、調査結果を公表
公表システム	○都道府県が公表サーバーを設置し、管理運営 ※管理運営費は手数料で賄う ○支援センターで公表システムを開発し、都道府県に配布 ※システム開発費は国からの補助	○国において公表サーバーを設置し、一元的に管理運営 ※管理運営費は国負担 ○国において公表システムを開発 ※システム開発費は国負担
公表事務	○都道府県が設置した公表システムサーバーにより、事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施	○国が設置した公表サーバーを活用し、都道府県は事業者からの報告の受理、公表等の事務を実施
手数料	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関は、事業者から徴収する手数料を収入とすることが可能(介護保険法に規定)	○地方自治法に基づき事業者から手数料を徴収することが可能(都道府県が条例で規定) ○指定情報公表センター、指定調査機関の手数料直入規定の廃止 ○手数料を徴収する際は、都道府県の歳入となる
計画	○報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画(事業者ごとに調査を行う月等を勘案し、報告提出期限を定める) ・調査計画(事業者ごとに月単位の計画を定める) ・公表計画(事業所ごとに月単位の計画を定める)	○報告計画、調査計画、公表計画を毎年定める ・報告計画 ・調査計画 ・公表計画 } (都道府県の実情に応じ定める)
報告拒否等への対応	○報告等を命じ、命令に従わない場合には、指定取消又は停止	○同左